

Title	最惠国条款の沿革
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.4 (1910. 4) ,p.407(41)- 430(64)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100415-0041">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100415-0041</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 最惠國條款の沿革

板倉卓造

今日、最惠國條款を挿入する條約は、嘗に通商航海條約に止まらず、日獨及び日自領事職務條約の如く、又は一九〇八年二月、羅馬にて批准交換を経たる獨伊間の文學的及美術的著作物保護條約の如く、他種の條約中にも之を發見すと雖も、最も普通に通に存するは、通商航海條約に外ならず。而して今通商航海條約の起原を尋ぬるに、オートフユイユの云ふ所に據れば、第十三世紀の頃、ヴェニス太守が黒海の沿岸に割據したりし韃靼王と結びしものを以て、今日知り得る最古の條約と見做す可きが如し。是は東洋人と西洋人間の條約なれども、西洋人間の條約に至りては、夫れよりも更に後にして、同じくオートフユイユに隨へば、一三八八年、英吉利人と當時バルチック海の沿岸に勢力を張りしチュートン種族の武人との間に約したりしものを最初とす可しと云へり(Hautefeuille: Histoire des origines, des progrès et des variations du droit maritime international, p. 117 et p. 118)之より察するときは、通商航海條約中に、

42  
最惠國條款の挿入せられたるは、右の時代以後ならざる可からず、然れども敢て條約上には之を規定せざるも、一國が第三國に與へたる特典を、相手の國にも與へたるの例は、思ふに通商航海條約の生ずる以前より既に存したるなる可く、又、其特典も必ずしも通商航海上の事項のみに限るに非ず、廣く政治上の事項に關しても、第三國に與へたるものを、相手國にも均霑せしめたるの例に乏しからざる可きは、想像に難からざる所なれども、此種の鑿穿は、其手數の割合に、研究上、大なる利益も非ざる可きを以て、今は強て深く立入るを避く可し。

右に記する如く、通商航海條約の起原は、之を十二、三、四世紀の交と爲すも、今日の所謂最惠國待遇の條款が、成文條約の上に現はれたるは、實に十七世紀以後のことなりとす、蓋し十七世紀以前に在りては、國際貿易甚だ盛んならず、隨て國々の競争激しからず、通商航海に重要な地位を占むるもの至て少なかりしのみならず、是等の諸國は、殆ど常に一定の地方に、固着するの有様なりしを以て、條約を以て通商關係を規定するが如き、國際貿易を營むものは、固より數ふるに足らざりき。然るに、其後次第に世界的通商の發達するに連れ、國々の競争漸く激しきを加ふるに至り、

互に通商上の便宜を得んことを勵み、十五、六世紀に及びて、發見の續々行はるゝや、一層その勢を増したりし中にも、和蘭と英國とは、西班牙と葡萄牙に對抗して起り、又佛國とスカンデイナヴィヤは、當時までハンサ同盟の諸市と伊太利の諸共和國との爲めに、殆ど專占せられたりし區域に侵入するに至りて、競争の益々激烈を致したる結果、諸國は各自の通商貿易に關し、他國より特別の利益を得んことを努め始めたり、而して其利益が一旦、或國に與へらるゝや、直に其他の諸國より同様の利益を與ふことを要求し來り、之を拒絶すること甚だ困難なるより、遂に諸國にも一般に、其利益を與ふるの止むを得ざるに至るの例なりしが、其これを與ふる毎に常に特別の條約を取結ぶは頗る煩はしきに堪へざるを以て、既に存する條約中に一條款を設けて、他國に與ふるものは、相手國にも均霑せしむる旨を規定するの工風を發明し、以て右の煩を避くるの習ひを生じたり、是れ即ち最惠國條款の始めなり。

ヅピッセヤの言に據れば、(Visser "La Clause de la nation la plus favorisée dans les traités des commerce," Revue de Droit International, Tome IV, No. 1, p. 70 et suiv.) 其初は一定の一國とし

くは數國に限り現に與へられたる利益に均霑せしむるものなりし由にて、一六一

44 二年七月六日の條約に依り、和蘭が土耳其より、其佛國と英國とに與へたる同様の利益を享有したるが如き、其最初の一例なりと云ふ。而して此條約にて、和蘭が土耳其より英佛に與へたる利益を享有する旨のみ規定して、同時に土耳其も亦和蘭より其別國に與へたる利益に均霑し得べきとを規定せざりしが故に、此最惠國條款は、今日の所謂片務條款に外ならず、思ふに是れ條約中に片務條款の挿入せられたる嚆矢なる可し。其後最惠國條款は、一層内容の範圍を廣くし、實に現在第三國に與ふる利益のみならず、將來に與ふる者にも均霑せしむるの例を生じ、例へば一六六一年八月六日、葡萄牙と和蘭との間に締結せられたる條約に依り、葡萄牙は和蘭が條約又は慣例に依り、現に英國に與へ、若しくは將來與ふる一切の利益に浴する權利を得たる如き、其一例とす可し。此新慣例と前後して、他に又一の新慣例の出でたるは、從來その均霑するを得たる利益は、或限られたる一定の一國もしくは數國に與へられたる者なりしも、其頃より敢て一定の國と限らず、如何なる國にても苟も其與ふる利益は、同じく均霑するを得るに至りたるは、是れなり。一六四二年一月二十九日、英國と葡萄牙との間に結びたる條約第四條に、英國の臣民は、葡萄牙の盟約

國何れたるを問はず』(“Any nation whatsoever in league with the Portugals”)其國の臣民に與へたる免除は、一切これに均霑す可きものたる旨を規定したるは、其一例とす。其後一六五四年四月十一日の英國と瑞典間の條約第四條には、『何たる他の外國人(“any other foreigner”)と規定し、一六六一年二月十三日の英國と丁抹間の條約二十四條には、『和蘭人もしくは其他何たる國民を問はず、但し瑞典人のみを除く』(“The Dutch or any other nation whatsoever, the Swedish only excepted”)とし、一六六七年五月二十三日の英國と西班牙間の條約第三十八條には、『佛蘭西國王、和蘭國會、ハンサ諸市もしくは他の何たる王國又は國を問はず』(“The Most Christian King, the States-General of the United Provinces, the Hans Towns, or any other Kingdom or State whatsoever”) 現に與へ若しくは將來與へらるゝと同様の特典、安全、自由及び免除は、兩國相互の國民にも均しく享有せしむ可き旨を規定せり、而して是等の語に代ふるに今日の『最惠國』たる語を以てしたるは、果して何時の頃より始まりたるか、斷言すること能はざれども、一六九二年八月十七日の丁抹とハンサ諸市間の條約第六條に、此語を發見するは、思ふに其最も古き一例には非ざるなきか。

十八世紀に入りて通商航海條約の數ますく増加するに従ひ、最惠國條款も追ひく多きを加へたり、就中、當時英國の羈絆を脱して、漸に獨立したる米國が、其建國後劈頭の條約たる一七七八年二月六日、佛國と締結したるものは、最惠國條款に一の顯著なる新例を開きたり、蓋し從來の最惠國條款は總て單純條款か、其第三國に與へたる利益を相手國に與ふるに、無償とも有償とも、條件を附するとも附せずとも明言することなきもの、然らざれば無償條款無償なるを明言するものなるを例と爲したるに、右米佛條約の最惠國條款は、若し其第三國に與へたる利益が、一定の報酬を提供したるに對して爲したるものならんには、相手國も亦これと同様の報酬を提供するに非ざれば、其利益に均霑することを得ざる旨を明言し、所謂條件附條款を規定したり。即ち該條約第二條中に曰く「若し無報酬にて許與したるときは無報酬にて、又若し條件を附して許與したるときは、夫れと均一の條件を附して云々」(“freely, if the concession was freely made, or on allowing the same compensation if the concession was conditional”)次に成りたる一七八三年四月三日の瑞典の條約、一七八五年九月十日の普魯西との條約も、亦同一の最惠國條款を有したり、斯くして之より漸

く條件附條款の流行を來たさんとせり。

スタンレー・ホーンベックの說に據れば (Stanley Hornbeck: "The Most-Favored-Nation Clause," American Journal of International Law, Vol. 3, No. 3, p. 620) 條件附最惠國條款の初めて歐洲諸國間の條約中に規定せられたるは、一八一〇年二月十九日の英國葡萄牙間の條約なりと云ふ、同條約第二條に兩締盟國の一方より別國に許與せられたる利益は「其別國への許與が無償ならば無償にて、又條件附なるときは、成る可く同一の補償もしくは對償にて」(“gratuitously if the concession in favour of that other state shall have been gratuitous, and on giving, quam proxime, the same compensation or equivalent, in case the concession shall have been conditional”)許與せらる可き旨を約定したり。次で一八二四年、米國がコロビヤと結びたる條約は、南米にて條件附條款の嚆矢を爲すものにして、翌年更に米國と中米聯邦との條約に、之を挿入してより以降二十五年間、南米及び中米諸國の條約は、孰れも條件附條款を規定せざるはなかりき。

條件附條款は、追ひく諸國の條約中に挿入せらるゝもの多きを加へ、一八二六年より一八三〇年に至る間に締結せられたる諸國の重要なる條約は、其數二十を

數ふ可き中に、其四分の三は、實に條件附條款を含みたり。一八二五年の頃より、國際貿易著しく増進すると同時に、各國の商業政策は、多く互惠主義を採用するに至りたる結果、條件附條款は從來の單純條款及び無償條款に代りて、ますます其流行を來たし、英國の如き、獨り此流行に超然として、在來の最惠國條款を固守したりしものも、尙ほ其條約中には、二三これを存したるの、有様にして、例へば一八三八年七月三日の澳太利の條約第十一條中の如き、前記一八一〇年葡萄牙との條約第二條中の用語と略ぼ同一の條款を有したり、(“*gratuitement, si la concession . . . a été gratuite, ou en donnant, en autant qu'il sera possible, le même équivalent, dans le cas ou la concession aura conditionnelle*”) 其後一八四三年一月、露國との條約にも、同一の條款を存し、同年十一月二十一日のリベリヤとの條約にも、又一八四九年より一八五三年に至る間、コスタリカ、ドミニカ、秘露、布哇、サーデイニヤ、イクワドル、及びパラグエーとの諸條約中にも、發見せらるゝ所なり。英國以外の國に就て見るに、和蘭、白耳義、佛蘭西、西班牙、葡萄牙、サーデイニヤ、シ、リ、澳太利及び獨逸關稅同盟等の諸國の條約は、從來の最惠國條款を棄て、孰れも條件附條款を採用し、獨逸の諸國のみにて、當時存したる條約三十八

の中、その南北兩米諸國と締結せる二十一は、總て一定の條件附條款を有し、其餘の歐洲諸國と締結せる十七も、亦條件附最惠國待遇の趣意を以て規定せられたりと云ふ。蓋し一八二五年より一八六〇年に至る間、各國商業政策の指針たりし互惠主義の結果に外ならざるなり。

併しながら、條件附條款が當時非常の流行を爲したるとは云ふも、之が爲めに從來の最惠國條款たる單純及び無償條款が、其跡を絶つに至りたりと思ふ可からず。前にも記したる如く、英國は容易に其主義を變せざるのみならず、其他の歐洲諸國中にて、從來の條款を以て新に條約を結びたるものもなきに非ず、一八五一年のサーデイニヤと白耳義、瑞西、澳太利との各條約、同年九月二十日の白耳義と和蘭との條約一八五三年二月十九日の獨逸關稅同盟と澳太利の條約との如き其實例なり。然れども前記の如く、十九世紀の前半は、各國の商業政策が互惠主義を奉じたりし爲め、適々航海條約の最惠國條款も、第三國に條件附にて與へたる利益は、同一の對價を拂ふに非ざれば、相手國に之を與へずとの主義を採用し、米國の發明したる所謂條件附條款は、一時顯著なる流行を來たし、久しき間の慣例たりし單純及び無

50 償條款は、之が爲に殆ど壓倒せられて、纔に英國その他二三の國の支持に依り、辛うじて其命脈を保つことを得たるに過ぎず。若しも十九世紀の後半より、諸國の商業政策にして一變せざりしならんには、條件附條款は、ますます其の勢力を得たりしならんに、一八五〇年より一八六五年に至る間に於て、歐洲の關稅政策が、保護主義より自由主義に變化したりし一事は、其時迄全盛を極めたりし條件附條款をして、忽ち地を拂ふの衰微を呈せしむると同時に、久しく顧みられざりし單純條款が、俄然として復活の機運に向ひたるのみならず、無償條款の復活は見當らざるが如し、此頃より無條件條款(即時且つ無條件にて均霑せしむるもの)が發生したるの事實は、最も注目を要する所なり。而して之が變遷の時期を劃するものを、一八六〇年一月二十三日、英佛間の所謂コブデン條約と爲す。同條約第十九條に曰く「兩締盟國の一方は、第三國に許與す可き一切の利益、特典もしくは現條約所載の物品に課する輸入税の輕減は、之を他の一方にも許與することを約す」(Each of the two high contracting powers promises to grant to the other every favour, every privilege or reduction in import duties of the articles mentioned in the present treaty, which one of them should accord to a third power) コブ

デン條約以後歐洲各國は、相續て條件附條款を廢棄し、英國は固より云ふまでもなく、白耳義は一八六〇年より一八七〇年に至る間に、佛國、英國、瑞西、伊太利、ルーベック、和蘭、漢堡、丁抹、那威、瑞典、獨逸關稅同盟、奧太利及び西班牙の諸國と新條約を結び、伊太利も亦同年間に瑞典、佛國、英國、獨逸關稅同盟、奧太利、瑞西及び西班牙との各條約を改正し、佛國亦白耳義、英國、伊太利、獨逸關稅同盟、西班牙、奧太利及び葡萄牙との條約を改訂したり、其他の諸國亦相率ゐてコブデン條約の例に倣ひたるの事實は、右に列記したる多數の國名を一瞥して推知するを得べし。蓋し一國の商業政策に自由貿易主義を奉ずる以上、條件附條款を固守するは實際に不可能のこととなり、何となれば凡そ一國が或報酬の結果として、第三國に與ふる利益に、相手國をして均霑せしむる際、その相手國より徵收する對價は、殆ど常に輸入税の輕減を條件とするものなるに、一旦自由貿易の主義を採用して、關稅を撤廢するときは、對價として提供す可き輸入税の輕減なるもの存せざればなり。即ち十九世紀の後半より一時歐洲諸國に自由貿易主義の行はるゝと同時に、條件附條款が其跡を絶つに至りし次第にして、又今日尙ほ自由貿易主義を支持する英國が、單純條款及び無條件條款

の解釋に、常に無償主義を主張して變らざる所以なり。

斯の如く歐洲各國が十九世紀の前半に執り來りし互惠主義の保護貿易政策より自由貿易政策に一變したるに就ては、從來の有償主義なる條件附條款を廢すると共に、曾て用ひられたる單純條款を復活するに至りたるは、自ら當然の成行なれども、元來單純條款たる相手國に與ふるに、第三國に與へたるものを以てするに無償とも有償とも、條件附きとも無條件とも明言せざるを以て、一般の慣例には無償無條件と解釋せられたりしと雖も、米國が一八〇三年の米佛間ルイジアナ割讓條約第八條の單純最惠國條款を、有償條件附きと解釋して、ルイジアナ州にて英國に與へたる利益を、佛國に均霑せしめざりしが如き實例もありて、解釋の下だしやうにては、之を有償とも條件附きとも主張し得べきを以て、斯る曖昧なる條款を復活したるまゝに、何等の工風を講せざるに於ては、往々條件附條款を廢したる本來の主義に反する危険なる結果を生ずることなしと云ふ可からず。此に於て各國は漸次單純條款を改正して、第三國の享有する利益には、無償、無條件にて均霑することを得る旨を明規せる一種の新條款を發明したり、無條件條款即ち是れなり。無

條件條款は『即時且つ無條件』(“immediately and unconditionally”)なる文字を用ゆるの例にして、一八六三年八月六日の英國と伊太利の條約は、恐らく此無條件條款を規定したる最初のものなる可しと云ふ。其後該條款は、次第に廣く行はれて、英國の現行諸條約を見るも、一八六〇年代以後に締結せられたるもの、大多數は、皆此無條件條款を含まざるはなく、又我國の現行條約も、米國及び米國主義の條件附最惠國條款を採用する南米諸國との條約を除く外、總て無條件條款ならざるはなし。而して無條件條款が、條件附條款に代はりて發生するに至りたる前記沿革上の理由は、該條款をも有償條件附きと解釋せんとするものに對する有力なる反駁説を爲すものなりと知る可し。

然るに歐洲諸國に、自由貿易政策の盛へたるも亦一時にして、一八七五年後、重なる國は再び先の保護貿易政策に復歸したり。而して其復歸と共に、諸國は無償主義なる單純條款、無償條款もしくは無條件條款を棄て、再び先の有償主義なる條件附條款を復活したりやと云ふに決して然らず、諸國の條約中には、殆ど總て尙ほ依然として無償主義の最惠國條款を存續したり。前に記したるスタンレー、ホー



ンベックは、其理由を各國の複關稅制度或は最高最低稅率制度及び協定稅率制度の實行と、關稅條約の締結とに歸したり。(American Journal of International Law, Vol. 3, No. 3, p. 624)

斯くて一八九一、二年に至り、獨佛西を初め歐洲大陸の諸國にて、在來の條約の過半が滿期に達し、若しくは廢棄せられたるに際し、其商業政策を變更したるの事實は、同時に最惠國條款の發達にも亦少からざる變動を生せしめたり。即ち獨逸は同國にて保護政策を實行して以來、始めて關稅の輕減を行ふと共に、一切の通商航海條約に、明白に最惠國條款を挿入し、且つ其最惠國條款は總て無償主義を採用したり。之に反し佛國と西班牙とは、まずく保護主義に傾き、諸國との新條約に、任意に關稅を制定するの自由を約し、以て關稅の運用に、從來蒙りたる條約上の束縛を一掃するを期したる中にも、佛國は原則として輸入稅の輕減もしくは限定を條約にて定めざるの主義を實行したり(但し多少の例外あり)。最惠國の待遇に關しては、其一八九一年十二月二十九日の法律第二條に規定して曰く「政府は現に協定稅率を享有し、又は佛國の商品に最惠國の待遇を約する國より輸入する產物もしくは商品

に對し、全部又は一部の最低稅率を適用することを得」と、之に據るときは、佛國は外國の輸入品に對し僅に一部の最低稅率を適用することをも得るを以て、相手國を差別して、其輸入品に第三國と不平等の取扱を加ふるの必ずしも難きに非ざりしかど、實際は佛國自らも外國にて成る可く最惠國の取扱を受くるの有利なるを認めたるより、其條約國の大半に對し、全部の最低稅率を許與するの止むを得ざるに至れり。西班牙に至りては尙ほ甚だしきものあり、同國は曾て一八八八年を以て任命せられたる委員會にて、關稅の改正及び通商條約に關して一の報告を爲したる其報告に基づき、一八九二年二月乃至七月を以て現に歐洲諸國との間に存する重要なる通商條約を解除し、更に新條約を締結す可き旨を宣言し、之を機として從來諸國の慣例たる關稅に關する最惠國待遇の互約を廢棄せんとし、新に最高最低稅率を改定すると共に、尙ほ場合に因り最低稅率に多少の輕減を爲すことある可きを布告し、依て以て一般の最惠國待遇より生ずる危險を免かれ得べしと信じた。りしが、事豫期の如くならずして失敗に歸したりと云ふは、例へば一八九二年七月十二日の和蘭との條約の如く、條約に記載せられたる一定の物品にのみ最惠國の

待遇を與ふ可き旨を約したる新條約の締結せられたるもの若干ありたれども、是等條約中の重要なるものは、總て批准を経るに至らず、其後に實行せられたるは、前記和蘭との條約一八九二年七月十三日の瑞典との條約、六月二十七日の瑞典及び那威との條約及び一八九三年七月四日の丁抹との條約のみにして、他の諸國とは最惠國條款を含める暫定條約を結びて止めり。斯て到底永く右の制度を維持すること能はざるを感ずるに及び、一八九六年八月二十四日の法律を以て、前記の五箇國との條約にて與へたる一切の特典を、其他の諸國にも與ふることに改めたり。同年又土耳其にも、葡萄牙を除く他の諸國に附與したる最低税率を均霑せしむることを約し、一八九七年即ち明治三十年一月二日の日本との條約第十四條の最惠國條款は、關稅に關する取扱を除外する旨を規定したれども、其後一八九九年三月二十八日の特別通商條約第一條を以て、關稅に關する最惠國の取扱を約束したり。同年二月十二日には、他國に與へたる特典を附與する旨を規定したる獨逸との關稅條約を締結し、十一月十三日には、一八九二年の和蘭との條約を改正して、爾後同國よりする一切の物品は、制限なく最惠國の取扱を受くるに至れり。即ち以上の事

實に徴して、西班牙が最惠國條款を排斥せんとしたる當時の苦心の、殆ど全く水泡に歸したるを推知す可し。然るに隣國葡萄牙も亦西班牙と恰も同時に、重なる條約を解除して新條約を締結し、普通の形式に依る最惠國條款を挿入せざるの方針に出で、西班牙の試みたる如く、條約に記載したる物品に限り、西班牙及び伯刺西爾に附與したる以外の最惠國取扱に均霑せしむることを約したりしが、此基礎に依り取結ばれたるものは、僅に一八九四年七月五日の和蘭、一八九五年七月九日の露國、一八九六年十二月十四日の丁抹、一八九七年即ち明治三十年一月二十六日の日本、及び一八九六年十二月十一日の白耳義との五條約に過ぎざりしのみならず、是等の條約中に規定したる最惠國取扱の制限も、實際に何等著しき效能を奏せざりしは、例へば和蘭との條約附録B表は、葡萄牙に於て、和蘭の物品が最惠國の取扱を享有す可き品目を掲げたる其品目は、葡萄牙の課稅目總體五百九十二の内、五百四十二より少なからざる數に達したる其上に、右表に掲げられざる品目は、和蘭に取りて何等肝要なる輸出品に非ざりしが如き事實を見ると、きは、條約に最惠國待遇の制限を規定するも、畢竟空文にして、其結果は最初より制限せざると同一に歸し

たりと云ふ可し、況んや同條約第四條は、間接貿易航海その他重要な一切の事項に就て最惠國待遇を規定するに於てをや。其他の諸國との條約も結果は和蘭と略ぼ同様なりしと云へば、葡萄牙の最惠國待遇の制限に關する工風も、西班牙と同一の失敗に終りたりと云ふも不可なし。

以上は歐洲の重要な諸國に於ける最惠國條款の沿革の大略なるが、最惠國條款の不利なるを感じて、之を制限せんと企てたるもの、又南米及び中米の諸國にも若干の實例あり。是等の諸國は、無制限の最惠國條款を以て、關稅同盟の本旨に反し、同盟の密切なる關係を阻害するものなりとし、之が無制限の適用を免がれんとし、歐洲諸國との條約を廢棄したり。智利、ウルグエー、コスタリカ、ガデマラ、ドミニカ等の諸國是れなり。然れども亦南米の諸國中にても、最惠國條款を含める條約を締結するに敢て躊躇せざるものなきに非ず例へば、亞爾然丁の一八九四年六月一日、伊太利との條約、一八八五年七月十七日の調印にて、一八九五年十一月十二日批准の瑞典、那威との條約、もしくはパラグエーの一八九三年八月二十二日伊太利との條約、又は一八九四年二月十五日の自耳義との條約の如し、而して是等南米及び

中米諸國の最惠國條款の主義は、如何なる變遷を経たるやと云ふに、前にも述べたる如く、歐洲大陸諸國にては、最惠國條款は最初無償主義より有償主義に變じ、後更に有償主義より無償主義に復歸し、前後再度の變遷を経たるに反し、獨り米國は一七七八年二月六日、佛國と締結したる建國劈頭の條約に於て、有償主義なる條件附條款を認めたる以來、今日に至るも之を固守して敢て變らず、現に我國との現行條約第十四條も亦條件附條款なり。然らば常に米國に倣はんとする南米、中米の諸國に在りては、最惠國條款の沿革も亦米國と同じきやと云ふに然らず、却て寧ろ歐洲大陸諸國と軌を一にするが如し、即ち一八二四年のコロムビヤ、一八二五年の中米聯邦、一八二八年の伯刺西爾及び一八三二年の墨西哥が米國と取結べる各條約は、米國の主義に従ひて條件附條款を用ゐ、其後他の諸國も大抵之に倣ひ、殊に米國との條約には必ず該條約を存するの例にて、歐洲諸國との條約も一八三〇年より一八六〇年に至る間は、總て同様なりしに、一八六〇年後歐洲にて最惠國條款が無償主義に復歸したると同時に、南米諸國間にも、從來の慣例に動搖を來たし、ヴェネゼラ、亞爾然丁、パラグエー、ウルグエー及び秘露と歐洲諸國間の多數の條約は、現に

60 無條件條款を含み、墨西哥亦然り、但し右墨西哥秘露亞爾然丁と我國との現行條約は、總て條件附條款に従ふ。故に中米及び南米の諸國は、初めは無償主義の條款を用ゐ、中頃有償主義に變じ、今日は兩主義の條款を混用するものと云ふ可し。

轉じて東洋諸國に於ける最惠國條款の沿革を見るに、元來西洋の諸國が、未開國と通商航海條約を結ぶに、大抵自らは相手に最少の利權を附與するに反し、相手よりは最大の利權を獲得するの例なるが故に、其條約に挿入せらるゝ最惠國條款も、隨て片務條款なるを常とす。前にも記したる如く、片務條款の起原は、一六一二年七月に成りたる和蘭と土耳其の條約に在りて、其後西洋の諸國と東洋及び亞非利加の諸國との條約には、殆ど總て片務條款を存せざるなく、而して其條款は、單純條款か、無償條款か、又は無條件條款かに屬し、悉く無償主義にして、有償主義なる條件附條款は、リベリヤを除きては、他に之を發見すると能はず。日本の如きも、現行條約の成るまでは、總て歐米諸國より片務不對等なる取扱を受け、最惠國條款は、片務條款に外ならざりしが、現行條約に於ては、最惠國の取扱を締盟國相互に交換するの同位對等なる雙務條款に改め、其條款は、歐洲諸國に對しては無償主義を採用し、米國

及び南米の諸國に對しては有償主義を採用するものなるを、既に一言したるが如し、而して日本が他の東洋諸國に對する所は如何と云ふに、現に通商航海に關する條約を取結べるもの三國あり、韓國、清國及び暹羅是れなり、暹羅との明治三十一年二月二十五日に調印せられたる現行修好通商航海條約第十三條の最惠國條款は、雙務條款にして、無條件條款なるに反し、清國との明治二十九年七月二十一日の現行通商航海條約第二十五條、並に三十六年十月八日の追加通商航海條約第九條、及朝鮮國との明治十六年十月十五日太政官布告、韓國ニ於テ日本人民貿易ノ規則並海關稅目第三十二款の最惠國條款は、孰れも片務條款にして、其内清國との二十九年の分と、韓國との分は單純條款なれども、清國との三十六年の分は無償條款なり、而して其片務條款が三者とも日本に對して最惠國の取扱を約し、日本よりは兩國に對し同様の取扱を與ふるものに非ざること固より云ふまでもなし。右の外に明治三十七年八月二十九日を以て日英間に取結ばれたる印度通商條約なるものありて、日本の版圖内の生産或は製造に係る物品を印度に輸入する際、又印度の生産或は製造に係る物品を日本に輸入する際、互に別國よりする同種の物品に適用

62 せらるゝ最低率の關稅を賦課す可き旨の雙務的にして、且つ單純なる最惠國條款を有せり。

英國と亞細亞の諸國(日本を除く)との現行條約を一見せば、以て亞細亞の諸國に於ける最惠國條款の一斑を卜知し得べしと思はるゝに就き、今その條約の古きものより順次列記す可し。

國	年	條約の種類	最惠國條款の種類
ボルネオ	一八四七年	通商航海條約	雙務單純條款(第二條)
暹羅	一八五五年	同上	片務無償條款(第十條)
	一八八三年	酒類輸入販賣條約	片務單純條款(第五條)
波斯	一八五七年	通商航海條約	雙務單純條款(第九條)
	一九〇三年	通商條約	片務單純條款(第十二條)
			雙務單純條款(第二條)
			片務單純條款(第五條)

清國	年	條約の種類	最惠國條款の種類
清國	一八五八年	通商航海條約	片務單純條款(第二十四條)
	一八九四年	緬甸開港條約	片務無償條款(第五十四條)
	一八九七年	同上	雙務單純條款(第十三條)
	一九〇二年	通商關係條約	片務單純條款(第十五條)
トンガ	一八七九年	修交條約	雙務單純條款(第二條)
韓國	一八八三年	通商條約	片務單純條款(第十條)
ムスカット	一八九一年	通商航海條約	片務無條件條款(第二條)
			雙務單純條款(第三條)

右表に依りて、片務條款の今尙ほ甚だ少なからざるを見る可し。又同一國の條約にても其條約の種類異なるに隨て、片務なるあり、雙務なるあり、又無償なるあり、單純なるあり、必ずしも一定せざるのみならず、同一國の同一條約中にては、片務雙務單純無償無條件等相混じて、最惠國條款の甚だ區々なるを知る可し。但し此現象は特に右の諸國にのみ限りて存するに非ず、西洋諸國間の諸種の條約中にも屢

64 々見る所なるが故に、固より異とするに足らざれども、爰に二箇の異例と認む可きものあり、其一は、右の表中、波斯が一九〇三年に結びたる通商條約第五條は、波斯が英國にて税關の手續に關し最惠國の取扱を享有する旨を規定したるものにして、隨て此最惠國條款の權利者は波斯にして、義務者は英國なるが故に、同じ片務條款にても、文明國が未開國に對して、片務の地位に立つの形を呈し、實際は兎も角も、諸國の條約中に多く見當らざる一種特異の條款なること。其二は、トンガの條約第二條は、相互に最惠國の取扱を約しながら、トンガが英國より享有する取扱は、單純條款の定式にて規定するに反し、英國がトンガより享有する取扱を、無條件條款にて規定したること是れより。此二例は今日各國の最惠國條款の慣例に稀有の異例を添ゆるものなるを以て、爰に特に附記して研究の資料に供するものなり。

## 人生の意義及び價值

(其四)

(ルードルフオイケンの新人生觀)

川合貞一

人生の何物たるかを概觀せようと云ふには先づ人間の生活が他の生活の形と異なる所以のものに眼を着くべきである

吾々の知る限りに於いては人生が生活の頂巔を形成つてゐることは何人も疑を容れない所であるが然かし其の優越してゐる點は那邊に存してゐるかの疑問となる。と古から意見確信が一致してはゐない。或者は人間の生活も動物のそれと連續したもので其の異なる所は唯根本的性質の多少に在ると信じ、又或者は人間の生活を以つて全く異つた新しい生活だと信じたのである。で前者に従ふと人間の生活も動物の生活から漸次に發展し來つたものだとすることが出来るが後者に